

大日倶楽部ハルジオン

【介護保険事業者番号3070110675】

営業時間：8:30～17:30

① 通常規模型通所介護費

定員35名 6級地 10.27円

	要介護区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	基本サービス費 (1日あたり)	3時間以上 4時間未満	単位数	368	421	477	530	585
金額			3,779円	4,323円	4,898円	5,443円	6,007円	
4時間以上 5時間未満		単位数	386	442	500	557	614	
		金額	3,964円	4,539円	5,135円	5,720円	6,305円	
5時間以上 6時間未満		単位数	567	670	773	876	979	
		金額	5,823円	6,880円	7,938円	8,996円	10,054円	
6時間以上 7時間未満		単位数	581	686	792	897	1,003	
		金額	5,966円	7,045円	8,133円	9,212円	10,300円	
7時間以上 8時間未満		単位数	655	773	896	1,018	1,142	
		金額	6,726円	7,938円	9,201円	10,454円	11,728円	
8時間以上 9時間未満		単位数	666	787	911	1,036	1,162	
		金額	6,839円	8,082円	9,355円	10,639円	11,933円	
基本サービス費 (1月あたり)		要介護区分		I	II			
		予防給付型通所サービス(従前相当)		1,672	3,428			
	金額		17,171円	35,205円				
介護 保 険 給 付	(要介護)入浴介助加算(I)					40	410円/日	
	(要介護)入浴介助加算(II)					55	564円/日	
	(要介護)個別機能訓練加算(I)イ					56	576円/日	
	(要介護)若年性認知症入所者受入加算					60	616円/日	
	(要介護)中重度者ケア体制加算					45	462円/日	
	(要介護)サービス提供体制加算(I)					22	225円/日	
	予防給付型通所サービス(従前相当)I サービス提供体制加算(I)					88	903円/月	
	予防給付型通所サービス(従前相当)II サービス提供体制加算(I)					176	1807円/月	
	予防給付型通所サービス(従前相当)生活機能向上グループ活動加算					100	1,027円/月	
	予防給付型通所サービス(従前相当)若年性認知症入所者受入加算					240	2,465円/月	
	(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員処遇改善加算(I)					月の総単位数の5.9%		
	(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等特定処遇改善加算(I)					月の総単位数の1.2%		
	(要介護/予防給付型通所サービス)介護職員等ベースアップ等支援加算					月の総単位数の1.1%		
そ の 他	昼食代(1食)					520円		
	オムツ代					実費		

※介護給付費部分の利用者負担は介護保険負担割合証に記載されている割合に応じた負担となります。

※上記点数及び金額は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する可能性があります。

※上記以外にも加算対象となる場合があります。

※ご請求は、1か月ごとに単位数の合計に係数を掛け金額に換算しますので、1日あたり単価の合計と差異が生ずる場合があります。

※職員体制に基づく加算は職員配置状況により算定しないことがあります。

※基本サービス所要時間、各種加算についてはご利用者の通所介護計画により異なります。

※所要時間2時間以上3時間未満のサービスについては各要介護区分の4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数での算定となります。

加算内容説明

入浴介助加算(Ⅰ)について

○ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定することができる加算です。

入浴介助加算(Ⅱ)について(上記の要件に加えて)

○ 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。

○ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。

○ 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

個別機能訓練加算(Ⅰ)イについて

○ ご利用者様の心身の状態に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を設定し、ご利用者様の生活意欲が増進されるよう支援することで算定することができる加算です。

○ 通所介護を行う時間帯を通じて、常勤・専従の機能訓練指導員(※)を1名以上配置

(※)機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

若年性認知症入所者受入加算について

○ 介護事業所において、若年性認知症のご利用者様を受け入れ個別に担当者を定めた上で、その担当者を中心にご利用者様の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合に算定することができる加算です。
※若年性認知症利用者とは、40歳以上65歳未満の脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態の方。

中重度者ケア体制加算について

○ 社会性の維持を図り、在宅生活の維持に必要なケアやリハビリを計画的に実施するプログラムを作成し、支援することで算定できる加算です。

○ 運営基準に規定する看護職員または介護職員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算で2人以上配置

○ 前年度または算定月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の割合が30%以上

○ 専ら通所介護の提供にあたる看護職員を1人以上配置

サービス提供体制加算(Ⅰ)について

○ 当該事業所においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上

生活機能向上グループ活動加算について

○ 自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定することができる加算です。

介護職員処遇改善加算について

○ 1月につき所定単位(基本サービス+加算)の59/1000単位が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算について

○ 1月につき所定単位(基本サービス+加算)の12/1000単位が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算

○ 1月につき所定単位(基本サービス+加算)の11/1000単位が加算されます。